

申請聘僱外國專業人員工作許可應備文件 (F 類藝術及演藝工作)

	應備文件	新聘	展延	注意事項
1	審查費收據正本	(V)	(V)	1.郵政劃撥收據，每一申請案新台幣 500 元整 2.於填寫或登錄繳費收據資料後，得予免附，惟必要時本部仍得視個案情形，請雇主檢附。(依勞動部 104 年 9 月 23 日勞職管字第 10405118501 號公告)
2	申請書	V	V	
3	申請單位負責人之國民身分證、護照影本或外僑居留證影本	V		
4	申請單位立案登記證明或商業登記證明、特許事業許可證等影本	V		
5	受聘僱外國人名冊	V	V	請黏貼相片一張
6	受聘僱外國人之護照影本或外僑居留證影本	V	V	
7	聘僱契約書影本或副本	V	V	(1)應載明受聘僱外國人姓名、國籍、工作職稱、工作內容、薪資報酬、聘僱期間及經雙方簽章。 (2)若屬於短期公開表演(30 日內)之申請案件類型，雙方非採訂定聘僱契約書方式者，得檢附邀請函或往返電子郵件等足資證明雙方關係與意思表示之資訊文件，其中並應載明受聘僱外國人姓名、工作內容、薪資報酬及聘僱期間。
8	外國人受聘僱期間活動企劃書	V	V	(1)大眾傳播之演藝工作—須包括工作行程、具體工作內容、時間及地點等。 (2)公開表演之演藝工作—須包括節目名稱、演出人員團名及名單、時間、地點、地址等；另若為定期駐點公開演出者，須包含營業場地之獨立空間總體使用面積、表演舞台面積、觀眾席位等。
9	外國人受聘僱期間工作場地使用之同意文件及該場地符合所申請工作使用之證明文件	V	V	如為非公開表演之藝術工作免附。(工作場地如屬租借性質者，應附申請單位與表演所屬場地單位之契約書)

10	外國人受聘僱期間從事演藝、藝術工作證明文件或具體工作事績	V	V	(1)其所屬國官方機構或駐華機構出具之推薦或證明文件、專輯作品、媒體宣傳報導或公開演出光碟等。 (2)前一聘期從事演藝、藝術工作證明文件或具體工作事績。
11	原聘僱許可函影本		V	
12	受聘僱外國人未滿 20 歲時者，其法定代理人同意其聘僱之文件及法定代理人護照影本	V	V	
13	其他	V		※如屬外籍臨時演藝人員之應加備文件： (1)外僑居留證影本 (2)拍攝腳本或相關說明 ※若為表演藝術團體之隨團支援外國人員，其屬為達成演出不可或缺、密切相關之必要人員，應加備「外國團體來臺從事藝術及演藝工作隨團支援人員之必要性聲明書」。
※辦理終止聘僱關係（解聘）應備文件：1.申請書。2.聘僱許可函影本。3.居留證影本。4.聘僱關係終止證明文件。				
※申請補發聘僱許可應檢附文件：1.申請書(請勾選申請書之「其他」選項，並寫「補發」)。2.補發事由切結書(請自行繕打)。				
※所附相關文件係外文者，應檢附中文譯本。但另有規定者，不在此限。				
備註：若上述資料及證明文件係為影本者，應註明「與正本相符」之文字，並加蓋申請單位及負責人印章。(提供不實資料與文件，經查屬實，將自負法律責任)				

【芸能ビザ申請書 翻訳分】

(注) 申請書は添付中文申請書にご記載ください

専門性外国人就労ビザ申請必要書類 (F 類芸術および演芸)

	必要書類	新規	延長	注意事項
1	審査費用領収書原本	(V)	(V)	1. 郵便振込、一件 NTD500 2. 提出資料に記入や登録する場合、領収書原本の添付は不要、場合により、提出が求められる場合があります。(労働部 2015 年 9 月 23 日の公示により)
2	申込書	V	V	
3	申込会社責任者の身分証明書 (ID カード、パスポートコピーあるいは外僑居留証コピー (外国人が台湾に長期滞在するために許可を得ていることを証明する))	V		
4	申込会社の会社登記謄本、商業登記、特許事業許可証などコピー	V		
5	雇用外国人のリスト	V	V	写真 1 枚
6	雇用外国人のパスポートコピーあるいは外僑居留証コピー	V	V	
7	雇用契約書コピーや写し	V	V	(1) 雇われる外国人名前、国籍、肩書、仕事内容、報酬、雇用期間、両方のサイン、捺印。 (2) 短期間 (30 日以内) 案件の場合、雇用契約がない場合、お互いにやり取りのメールなどお互いの関係や意思を証明できる文書、資料を提出、文書資料の中に、雇われる外国人名前、仕事内容、報酬、及び雇用期間の記載が必要
8	雇用期間活動企画書	V	V	(1) マスコミの演出- (ラジオ、テレビ、映画) 具体的に仕事のスケジュール、仕事内容、時間、場所。 (2) 公の場所での演出 (上記以外) イベント名、出演団体名、出演者リスト、時間、場所、住所など。定期的に既定の場所での演出-使用面積、ステージ面積、客席など。

9	雇用期間中、演出者の場所使用許可書類、及び演出に適切な場所の証明書類	V	V	公的な演出なら提出不要（もし場所を借りる場合、施設との契約書の提出は必要）
10	雇用期間に演芸、芸術を行われる証明できる資料あるいは具体実績	V	V	(1) 母国側の政府機関及び台湾駐在の機関からの推薦や証明書類、アルバム、媒体宣伝報道、演出のDVDなど。 (2) 前回の雇用証明あるいは実績。
11	許可された書類のコピー		V	
12	雇われる外国人が20歳未満の場合、法定代理人からの同意書、法定代理人パスポートの提出	V	V	
13	その他	V		※外国籍の臨時役は下記の書類追加提出必要： (1) 外僑居留証コピー (2) 撮影台本や関連説明 ※海外からの出演団体と同行する、成功の演出に欠かせない協力タッフについて、必要声明書を提出しないとイケない

※雇用関係終了（解約）、必須の資料：1. 申込書 2. 雇用許可コピー。3. 居留証コピー。4. 雇用関係中止の証明資料。

※再発行のとき、下記の資料を添付：

1. 申請書(理由 その他を選び、「再発行」)。2. 再発行理由書(申請側作成)。

※提出関連書類は外国語の場合、すべて中訳必要。他の規定があれば、この規則は免除の対象となります。

備考：上記の書類及び証明資料などはコピーの場合、「写しと原本が相違ない」という文字を記載、また会社、責任者の捺印。（事実ではない資料を提出場合、判断されたら、法的な責任を負えないといけません。）